

第 53 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 12 月 15 日（火） 9:56～11:28

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎 茂

（委 員） 河井啓希、西郷浩

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 工業統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 ただ今から、第53回産業統計部会を開催させていただきます。

本日は、時間の都合もありますので、まず、これまで審議されていない事項の方を先に審議して、残りの時間で前回の積み残しの部分を審議させていただきたいと思います。

審議に入ります前に前回の状況を整理してみますと、1つは「リース契約による契約額及び支払額の削除」につきましては適当ということで判断しまして、統計委員会にもそのように報告させていただきました。

それから、労働者区分の変更につきましては、申請事項自体は適当ということではありませんけれども、経済センサス-活動調査ですとか、政府のガイドラインとの整合性を高めるようにしていただきたいということで、調査実施の平成29年6月までに引き続き検討・対応を求めることにしております。これについてはまた後ほど調査実施者からの追加の説明をお願いすることにしております。

それから、調査事項の削除の中で「臨時雇用者の男女別」「品目別製造品在庫額」につきましては引き続き把握する方向としており、これについても追加の説明をお願いしたいと考えております。

本日の部会ですが、予定は12時までとしておりますけれども、もし超過する場合には、委員の方々、特に御予定がおありでしたら、その段階で退席していただいても結構です。できるだけ効率的な運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

この後の予定を先に申し上げておきますと、できることならば、本日で一通りの審議を終わらせまして、答申案については、年明けの1月12日、予備日としていた日を使いまして審議することにしていただいたいと考えております。

以上が本日の会議の進行に当たっての前提となります。

それでは、早速、本日の配布資料などにつきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 本日お配りしております資料は、議事次第にありますとおり、資料1から資料3、また、参考資料として、前回の部会の議事概要をお配りしております。また、メインテーブルの方々には、前回もお配りしました新旧の調査票につきまして念のために配布しておりますほか、席上配布資料として一枚紙を配布しております。席上配布資料につきましては、大変恐縮ではありますが、会議終了後、回収させていただきますので、お帰りの際にはお席にそのまま置いておいていただくようよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。先ほどお話ししたとおり、まだ審議しておりません事項から先に始めさせていただきたいと思います。

最初の項目は「常用労働者毎月末現在数の合計」の削除であります。これは資料2の4ページ目の②の項目になります。

まず、事務局から事前審査の状況を御説明いただいて、その後、経産省から御説明をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査状況について御説明します。

今回、「②常用労働者毎月末現在数の合計」を削除するということなのですが、削除の理由といたしましては、理由欄にありますとおり、以前は12月31日現在を調査期日にしていたことで必要だったわけですが、今回、これが6月に移り、もともと前提となっていた調査期日が変わりますので、必要性がなくなったということで、削除するものです。これにつきましては、私どもといたしましても適切と考えております。

5ページの②のところ、2点の確認事項ということで説明をお願いしております。1つ目は、そもそもこの調査事項の必要性を確認したいということ、それから、削除して支障はないかということ、この2点です。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 それでは、早速、経済産業省から御説明をお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、資料3「経済産業省説明資料」で御説明させていただきます。

まず、②の「a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい」ですが、本調査事項は、1人当たりの生産性を求めるために設けていた事項です。工業統計調査の実施期日はこれまで12月31日なのですが、下の表にあるとおり、12月にはかなり特殊性があり、もともと

安定的な数字をこの12月31日で把握することが困難でした。そこで、12月31日現在で得られたデータを補正する情報として、本事項から毎月末現在の平均を求めていたというものです。

続きまして、「b 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか」です。こちらは、従前から本調査事項単体での利用ニーズはなく、今回の変更により調査の実施期日が6月1日になりまして、安定的な数値がこの時点で直接把握できるということで、削除に問題はないと考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、委員の皆様からの御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

河井委員、お願いします。

○河井委員 今回、6月1日になるということで調査項目から除外するというのですが、6月には特殊性はないと考えてもよろしいのでしょうか。その根拠がもしあれば教えていただければと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 根拠につきましては、少し見にくいとは思いますが、経済産業省の資料3の15ページの真ん中の表です。

こちらの方は、厚生労働省の毎月勤労統計からとった数字ですが、12月の数字は、年間を通して見ると水準が非常に低くなっています。一番右側に年平均というのがありますが、そういったものを見ながら6月の数字を見ますと、年平均と水準がほぼ一致しているので、この時点の数字をとれば問題ないというふうに判断した次第です。

○川崎部会長 私から少しよろしいですか。多分これで良いのだろうと思うのですが、念のためです。

年平均と6月の数字は、過去、大体何%ぐらい乖離するか計算されたことはありますか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 その数字は手元にはありませんので、すみません。

○川崎部会長 目視では、平均とそう違わないのだろうなという感じはありますが、そこら辺、数字で確認もしておいた方が良いのかなと思うのです。

ほかにはいかがでしょうか。

西郷委員、いかがですか。

○西郷委員 私は特にありません。

○川崎部会長 よろしいですか。

では、6月に調査の時点を変えたので、厳密に年平均とはならないかもしれませんが、それに十分近いのではないかとということで、年平均は記入負担軽減の観点も含めて削除するということかと思えます。

では、この削除につきましてはこの部会としては適当と判断するというのでよろしい

でしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、これはそのような考え方で委員会に報告をすることにしたいと思います。それでは、次の項目に進ませていただきます。

次は「酒税・たばこ税などの合計額」欄の削除についてです。

これについて、事務局から事前審査の状況をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、先ほども御覧いただいた4ページ、5ページを見て頂ければと思います。⑤というところ、酒税ほかの税金の合計額（年間）ということで調査事項が設けられていたものです。今回の削除理由といたしましては、そもそもこの項目は付加価値の算出のために把握をしていたということであり、他の調査事項あるいは税率を活用した推計で代替が可能であるということで、報告者負担も踏まえて削除をするというものです。

これにつきましては、利活用に支障がないのか十分に確認する必要があるということもありましたので、4点、説明をお願いしております。

1つ目としては、この項目の存在理由。2つ目としては、付加価値に使うということでしたので、その計算方法です。3点目は、代替可能ということですので、どのような推計手法になるかということ。そして、4点目として、現状の方法で今回想定されている推計手法とどの程度乖離があるか。この4点について回答をお願いしております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省からお願いいたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、資料3の20ページを御覧ください。本調査事項を設けていた理由です。既に話にありましたが、付加価値額を算出するために設けた事項と考えられるものです。

続いて、本調査事項を用いて、付加価値額はどのように推計されていたのかについてですが、工業統計調査における付加価値額とは、出荷額等合計と在庫の年末と年初の差、そこから、内国消費税額と推計消費税額を引いて、さらに原材料使用額等と減価償却額を引いたものです。

参考までに推計消費税額の推計方法を記載させていただいています。こちらは消費税抜きと込みの場合があります。例えば甲で言いますと、上から3行目の部分、込みの場合は、一度、1プラス税率で割った後、再び税率を掛けるということを実施しています。下の方の消費税抜きの場合は、もともと消費税は抜かれておりますので、そのまま消費税の税率を掛ければ消費税額ができるということで、その違いがあります。

続いて、本調査事項について、他の調査事項及び税率を活用した推計で代替可能とのことであるが、どのような推計手法を想定しているのかについてです。この推計手法ですが、

酒税、たばこ税、揮発油税がかかるべき品目の出荷額もしくは数量をもとに、推計いたします。工業統計調査で調査している直接輸出の割合から国内向けの出荷額を推定し、酒税、たばこ税、揮発油税の各適用税率を乗じて算出することを想定しております。

最後に、これまで本調査で把握していた数値と今回想定している推計手法でどの程度の乖離が生じるのかについてです。こちらの方、具体的な数字はお手元にお配りさせていただいていますが、推計の検証を行った結果、平成22年、24年では0.1%、25年度では2.8%の乖離となっています。

お手元に別の紙で「席上配布」というものがあるかと思えます。22年、24年、25年の酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額を推計した結果をお配りさせていただいています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの御意見をお願いしたいと思います。

○河井委員 1点だけ質問です。

席上配布資料についてですが、品目番号ごとに推計値が出ています。一方で、実績値はトータルで出ているのですが、これは品目ごとには計算できないのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 1事業所で複数にわたる品目を作っている事業所においても、この内国消費税として書いていただく数字は全部合わせた数字を書いていただいている関係で、実績値の内訳は算出できない形になっています。

○河井委員 そうだとしますと、生産額が一番多いところに格付けられているからということですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 いいえ。事業所で品目ごとに税率を計算していただいて、その事業所が出した合計額を調査票に書いていただく形ですので、いわゆる格付けは関係ないものです。

○河井委員 ここに実績値の合計額が出ています。推計値と比較するために合計額が掲載されているということは、いろいろな事業所が関わっていると思うのですが、これも品目ごとに案分する際には、推計されているということでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 いいえ、案分等は一切行っていません。実績値はもう実際に事業所から提出していただいたのをそのまま足し上げているだけです。特に案分はしておりません。推計値は各品目の税率をこちらで調べまして、それを掛けて推計したものという形のものです。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 すみません。事務局から少し補足をよろしいでしょうか。

○川崎部会長 はい。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 お手元にありますA3の調査票、古い

方ですが、平成26年のものを御覧いただいてもよろしいでしょうか。調査事項の15に書かれておりますものが、今回、席上配布でお配りしております実績値の数字の根拠になっているものです。ここに書かれている数字を全て足し合わせた結果がこの実績値になっております。次に、推計値でございますが、出荷額等に掲げられております各品目に各種の税率等を掛け合わせることによって、品目ごとの推計値を出しまして単純に足し合わせているという形になっております。実績値はこの15でしかとれていない関係上、それぞれの品目別の数字は掲載されていないという状況になっています。

補足は以上です。

○河井委員 品目に対応する実績というものはない、だから、ここでしかチェックできないということですね。分かりました。

○川崎部会長 西郷委員、いかがでしょうか。

○西郷委員 特にないのですけれども、席上配布資料の読み方です。今、御説明いただいたとおり、従来、アクティビティごとではなくて事業所ごとに内国消費税の実績値を書いてもらっていたのだけれども、それをわざわざとらなくても、アクティビティごとに税率を掛けて推計するという方法で十分捕捉できる、そういう整理の数量的な裏づけであると、そのように読めばよろしいということですね。

分かりました。

○川崎部会長 私は、こういう税率のようなきちんと決まったもので推計できるものは推計したら良いという考えなので、これ自体は良いだろうと思うのです。1点だけ少し気になることは、22年、24年はかなり近いわけですが、25年だけ急に広がった感じがあります。この原因は何か想像できますか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 すみません。少しそこまではまだ。見る人によっては、この22年、24年が余りにもフィットし過ぎているという言われ方もされたことはあります。

○川崎部会長 そうですね。99.9ですからね。でも、税率というわけですから、もととかなり近い値が出るということは想像にかたくないわけで、その意味では大きな差ではない。25年といえども。という感じを私は持ちました。

両委員の御意見も含めて御確認させていただきたいと思います。これは、記入負担を考え、また推計できるということも考えますと、これは削除して、そのかわり推計によって埋めても差し支えないのだろうと私は見ましたけれども、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 それでは、この項目につきましては、出荷額等の数字から税率を組み合わせ推計することで代替が可能であるということで、この削除については適当であるということで委員会に報告させていただきたいと思います。

続きまして、次の項目に進みます。

今度は「工業用地及び用水」の関係の項目の一部の削除です。

事務局から事前審査の状況などの説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、調査事項の削除の最後になります。先ほどと同様、審査メモの4ページ、5ページです。「工業用地及び用水の一部」を削除するというものです。

理由としては、利用ニーズが低下している一部の項目について、行政記録等で一定程度の代替が可能であるといったことから今回削除をするということが示されています。

これにつきましては、先ほどの税金と同様に、利活用での支障はないかということで、3点質問を投げかけているところです。

まずは、ほかの項目と同様に、この項目の必要性についてです。

それから、前回の審議の際に、工業用地及び用水に関しては議論になっておりまして、そのとき、利用ニーズの観点から継続をすると結論づけられている経緯があります。そういったこともあり、今回、その一部ではありますけれども、削除するに当たりまして、前回からの環境の変化、どういう事情変化があって、今回、残すということから削除に変わったのかということについて説明をお願いしております。

最後に、廃止する調査事項と引き続き把握する事項の違いです。他統計による代替であるとか、利活用面での違い、そういったものを説明していただければということです。

以上です。

○川崎部会長 それでは、経済産業省からお願いいたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、説明資料3の21ページで説明させていただきます。本調査事項を設けていた理由についてです。

まず、工業用地は工業用地確保及び工場の適正配置を図るための基礎資料を得ることを目的とし、また、工業用水は需給状況や井戸水の使用による地盤沈下の状況を把握するため、昭和36年に附帯調査として実施した後、昭和38年に本調査として実施したというものです。

続いて、「平成25年の統計委員会審議の際に、工業用地及び用水については、調査実施者の説明を踏まえ、利用ニーズの観点から継続して把握すると結論づけられたものである。今回、その一部を削除するに当たり、どのような背景事情の激変があったのか」についてです。

平成25年における本調査の審議の際には、工業用地及び用水について、地方自治体から、この部分に関する調査票情報の二次利用申請が毎年20～30件程度あり、企業誘致や公共下水道事業計画などに活用されており、調査事項の簡素化は困難と回答したところですが、平成26年に利用状況及び目的などを再度詳細に調べた結果、利用者に一般ユーザーはほとんどないということと、また、前回の諮問で示した地方自治体の利用については、国からの依頼が大勢を占めていることが分かりました。このため、改めて国の担当部局にヒアリングした結果、現状の調査事項を利用してはいるものの、作成資料に与える影響が小さい

ものなどもあり、報告者負担等も考慮すれば、削減はやむを得ないとされた項目がありました。また一方で、施策上どうしても必要であり、報告者負担が大きくとも強く継続を望むとされた項目もあり、工業統計調査で把握が必要とされる調査事項があることが分かりました。なお、当該事項は報告者の観点から見ると、数値把握の困難性から未記入等が多く、結果精度の観点からも政策ニーズを満たしていないことが分かったものもありました。

最後に、「今回の変更において、廃止する調査事項と引き続き把握する調査事項の違いは何か」についてです。

前述のヒアリングの結果、敷地面積、工業用水道、上水道、井戸水は政策的な観点から引き続き調査をしてほしいという経済産業省内の強い要望がありました。一方で、建築面積、延べ建築面積、回収水、海水、用途別用水量に関しては必要性が薄いと言えます。なお、削除する項目についてですが、工業立地法に基づく各種届け出等を活用することで、一定程度類似の情報が得られると考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 すみません、少し補足をさせていただきます。

○川崎部会長 どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今、経済産業省から説明をしていただいたところですが、具体的にどの項目が減ってどの項目が残るかということだけもう一度見ていただければと思います。

調査票をお手元にお配りしております。26年、29年のものですがけれども、まず26年を見ていただければと思います。下の方に「19 工業用地及び工業用水」ということでかなり大きく欄がとられています。それに対しまして、29年を見ていただければと思います。場所としてかなり変わっておりまして、一番右の真ん中辺りに「17 工業用地及び工業用水」ということで集約されています。

用地で申し上げますと、以前は3項目とられていたものが敷地面積だけが残ったということになります。

それから、用水です。26年を見ていただきますと「イ 1日当り水源別用水量」「ウ 1日当り用途別用水量」という項目があったわけですが、このうち「ウ 1日当り用途別用水量」は全面的に削除になっています。残るのがイのところですが、このうち「5 回収水」がなくなる。あるいは海水ですね。これがなくなるというような形で、一部残り、一部削除という形になっておりますので、参考にしていただければと思います。

ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、お願いいたします。

西郷委員、お願いします。

○西郷委員 前回の諮問のときには、一度、この工業用水に関しての提案がなされて、ニーズを調べてみたら、ニーズがあったということで、むしろ経済産業省から提案を取り下げるといって決着していたように思いますが、今回、そのニーズをもう一回精査した結果、残すところは残し、削れるところは削るといって整理がされたということなので、基本的には御提案のとおりで良いのではないかと思います。

○川崎部会長 その他に、いかがでしょうか。

○河井委員 例えば、工場が再構成というか、海外に移転するとなつて、建物を壊して敷地だけは残しておくというケースでは建築面積が変化すると思います。もしも、実際に、そのようなことが頻繁に行われているのだとすれば、変化もあり残す価値があるような気もします。過去から経年的に、この統計に記入率が低いということなのですけれども、変化があるのかどうかということをおし教えていただきたいのです。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 まず、記入率に関しましては、今、用地・用水全般に申し上げたので、記入率が低いと申し上げましたが、記入率が低いということは日常変化する用水の方でして、用地は、多分、記入率が低いというものではないと思います。

確かに、ここから先はどうしても統計上把握できない部分が入ってしまうので、ある程度憶測で申し上げざるを得ないところもあって、そこは申し訳ないのですけれども、例えば、工場の建物の面積を減らす原因が海外進出だけかどうかというのがなかなか難しいというのもある。確かにその面もなくはないとは思いますが、敷地面積の動きを見るということでもその役割は大分果たせるのではないかとおもってはおります。

すみません。その辺は私も確たることは申し上げられないのです。

○河井委員 推移は分からないですか。

敷地面積はそんなに変わらないのかもしれないのですけれども、パネルというか、同じ事業所でずっと追うということは大変でしょうが、平均値でも良いのですが、建築面積に変動があるとか、海外移転が大きかった時期に建築面積が減少するとかいうようなことがあったかどうか。そういう情報がもしあればと思うのです。

○川崎部会長 私の勝手な想像で口を挟ませていただきます。

私は、この項目は統計集計して使う項目でないような感じがしているのです。要するに、いろいろな種類の工場の建築面積を足し算して、それで平均の面積をとって何が分かるのだろうか。工場の作りもみんな違うわけですし、海外移転もあるかもしれないし、技術革新で面積が小さくなることもあるかもしれない。あるいは、逆に生産方式を変えて、同じような生産だけれども、面積だけは広がってしまうこともあるかもしれないので、説明要因が少なくとも経済的には難しいだろうと思うのです。

そう思うと、どちらかというと、大規模な施設を使っているのかどうかとか、そういうことを見るかなり大ざっぱな項目として使われてきたというのが実態ではないかと想像し

ているのです。そういう意味では、大ざっぱであるなら大ざっぱにしておいても良いのではないかということで、項目は粗くしても良いのかなというのが私の感覚です。

私が勝手に解釈いたしましたけれども、いかがでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 今、手元にある範囲で合計値の推移だけ見ている限りで申し上げますと、もともとこれはストックですので、ほとんど変化しないぐらいの水準。ですから、ある年に海外移転が起こったかどうかというところを見るレベルには少しなりにくいのではないかという印象はしております。

○河井委員 確かに、先ほど部会長がおっしゃられたとおり、建物とかのストック面の情報は有形固定資産のところでも把握できる。実際、我々が使うときもこの有形固定資産しか使っていないくて、面積は使っていません。一方で、21ページのところに「施策上どうしても必要であり」という要望があるのであればということでお話しただけであって、私自身はそんなに使っているわけではありません。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 施策として確認しておくものは敷地面積。例えば敷地面積は国土利用計画で使われていたり、あと、水源別の水については各地域の水資源計画に使われたり、そういった利用はあります。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 1点お尋ねします。

21ページの「なお」書きで、工場立地法である程度の情報が得られるというものは削除するときの1つの良い理由であると思うのですが、ちなみにどれぐらいがカバーできるものなのですか。全項目ですか。それから、地域的には日本中全部のものがカバーできる感じなのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 工場立地法は敷地関係です。敷地面積、建築面積、延べ建築面積のフローの数字は把握することができます。

○川崎部会長 あと、用水はいかがでしょう。どこか供給側から捉えることというのはある程度できるのですか。個別とは言いませんけれども、総量とかのベースでかまいません。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 地方自治体によっては供給側から捉えているケースもあります。それはあくまでも地方自治体によってですので、全ての地域というわけではないですけれども、ある程度、代替可能であると思います。

○川崎部会長 以上のような状況ですが、これにつきましては、私なりに今までのお話を総合しての感じですと、利用ニーズについて精査した限りでは、ここまで絞り込んでも支障がないというのがお考えのようですし、また、その状況でもあるようです。また、一定程度の情報は、他の工場立地法に基づく届け出ですとか、その供給側からの情報も補って使うことで、ある程度補うことも可能ということかと思えます。そういう意味では、この項目の削除については適当ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 それでは、そのような方向を部会の結論として委員会に報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、今度は「集計事項」についてです。

まず、事務局から事前審査の状況の御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモの6ページになります。「(5)集計事項」についてです。今回、公表体系の再編と、それに伴って集計事項の一部を見直しするというのが内容になっております。

審査状況としましては、今回の変更は、利用者の利便向上に資するということ、また、今回実施期日が繰り下げになることに伴いまして、公表の期日が変わることがありますので、その影響を最小限にする取組でもあるということから、おおむね適当ではないかと考えておりますが、3点につきまして質問をお願いしております。

1つ目といたしましては、今回、集計事項の再編ということですが、具体的にどういった入り繰りになるのかということ、2つ目としては、一部廃止と聞いておりますので、具体的にはどれが廃止されるのかということ、3つ目としては、今回、体系を変更することに伴いまして、公表スケジュールへの影響はどの程度あるのかということで、この3つを聞いております。

なお、1つ誤植ということでおわび方々お話をします。箱書きに「3つの集計表に再編する」と書いてあるのですが、これは5つの集計体系でありまして、統計委員会の諮問のときにも9区分を5区分に集計・再編するというふうに説明しておりますので、ここは「5」ということで訂正していただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○川崎部会長 それでは、経済産業省からお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、資料3の22ページで説明させていただきます。まず、今回の集計事項の再編の詳細は、どのようなものかについてです。

今回の再編は、調査期日の変更に伴う公表時期の遅れを最小限にするために、同じような表が各編にわたって掲載されていた重複を排除し、利用ニーズの低いものを廃止することで、集計作業を効率化することを目的とするものです。現状と変更後の対応関係は、次ページのとおりで、利用ニーズの高い統計表については、構成が変わっても引き続き作成することにしており、利活用に支障が生じることはないと考えています。

対応関係については、資料3の23ページに書かれている形になっています。左側に現状のもの、右側に変更のものがあります。続いて24ページで、どのような集計表が廃止されるのかでございます。今回、廃止を予定している集計表は、利用ニーズが低いと思われるものです。

まず、工業地区編ですが、近年、データ取得処理環境が変化していることから、従来型のものであれば、インターネットで公表されている工業統計表、全国地方公共団体コード

及び工業適地調査の結果を用いることにより集計が可能です。要するに、これは誰でも作成できるというものです。また、既に地方公共団体は二次利用申請して、地方政策ニーズに合った集計公表を行っていることから今回廃止します。

次に企業統計編は、事業所単位のデータを積み上げ、企業単位として集計・公表してきましたのですが、これらのデータには、工業統計調査の対象外である管理補助的事業所や卸売事業所等が含まれておらず、企業の全体像を把握しているとは必ずしも言えません。

一方、企業活動基本調査や経済センサス-活動調査などの他統計においては、製造業についても企業統計としての整備がされておりますので、工業統計における本集計表の役割は低下したものと思われまして、これも今回廃止するものです。

最後に、詳細情報です。こちらは都道府県別、細分類別に全項目を掲載している表ですが、情報が細か過ぎる関係で秘匿数が5割弱となっております。利用者にとっては利便性の良くない表となっており、利活用も年間数件となっているため、廃止いたします。

なお、参考までに利活用の状況をホームページで見ますと、公表後、直近3カ月後のダウンロード数は表のとおりとなっています。

最後に、今回の集計事項の再編を踏まえ、公表スケジュールはどのように変化するかについてです。

正確な統計を作成するために、調査により得られたデータの審査期間は従前同様必要と考えておりますが、速報公表後のスケジュールについては、今回予定している再編・整理により数カ月の短縮を予定しております。なお、データ提供を求められているSNA確々報への影響としては、このスケジュールの短縮により問題ないと考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、いかがでしょうか。

○河井委員 では、1点だけ。

資料3の23ページの表はすごく分かりやすく良いと思うのですが、この中で、変更後のところに新規に加えられているものが1つありますが、これは産業細分類別、都道府県別の集計ですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 「現状」の一番下に詳細情報という表があると思いますが、こちらは細か過ぎて秘匿数が余りにも多いということであり、その表から項目をある程度絞って秘匿数をかなり減らす形で別途作るものというのが、今、御指摘いただいた「変更後」の一番下にあります新規の産業細分類別統計表になります。

○河井委員 もしもその表が都道府県と産業の細分類のクロスの表になっているとすれば、やはり現状と同様に秘匿数が数多く出てくると思うのですが、それはそんなに心配ないのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 産業細分類別の都道府県別

は変わらないのですが、その中で、どの項目を公表するかということで絞り込みをすると、秘匿数が大幅に減るとい形になります。

○川崎部会長 西郷委員、何かありますか。

○西郷委員 資料3の23ページでは、廃止される統計が4つと書いてあって、そのうち、一番最後の詳細情報に関しては、今、河井委員が質問なさったところで、全部ではないけれども、少し粗い分類で基本的にはそのまま継続されるものであると理解したのですが、廃止されるものが4つあって、何で廃止するのかという説明が3つしかございません。「1事業所当たり及び従業者1人当たりの統計表」という表が廃止されて、その廃止理由というのが特に明示されていないように思われますがいかがでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 こちらのほうは、あくまでも1事業所当たり、従業者1人当たりの統計表という形ですので、実際にユーザーが作業することは可能ではないかと思ひ、廃止したものです。

○西郷委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

これはお聞きしながらの私なりの感想ですが、統計作成部局はユーザーニーズがあれば統計表を増やしてきた経緯もこれまでであると思ひます。よって、見直すということも時々やった方が良くと思ひますので、その意味では、一度今回のように変更し、ユーザーの反応を見るということも、全体の効率性の観点から決して悪いことではないと思ひます。今までの両委員の御意見をお聞きしてみましても、削除することについてはやむを得ないというのが前提にあると承りました。

ただ、私が気になることは、削除なり変更をして、そこでおしまいではなく、やはり利用者側への配慮というのがあった方が良くと思ひます。特に、今回、表の組替えなどがあるわけですから、固定ユーザーは、前あった表がどこにあるのかということが分からなくなったりすることもあると思ひるので、その辺りをうまくガイドしていただいたら良いなと思ひます。

それから、この表は是非復活して欲しいという声が先々出てきたら、そこはまた柔軟に対応していただけたらと思ひるので、そのようなことも含めて、前提に置きながら、この削除といひますか、変更については部会としては了承ということではいかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 では、そのような方向で了解ということにさせていただき、委員会報告をさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

続きまして、もう一つ先に進みます。

ここまでの審議が調査事項の変更・削除等で、次は前回の平成25年の統計委員会の答申において「今後の課題」とされた事項についての審議になります。これにつきましては2つほど課題があるということですので、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、引き続きまして、審査メモの7ページを御覧いただければと思います。

前回、平成25年の答申の際に「今後の課題」ということで2つ示されています。具体的な中身としては、箱書きのアとイの2つです。

アで書いておられますことは、前回の変更で民間委託を拡大いたしましたので、それに伴って、統計の精度も含めた調査への影響について検証すべしということでもあります。

もう一つ、イはプレプリントに関する指摘です。報告者負担軽減の1つの策として、あらかじめ調査票に前回もらったデータを記入して、その確認をいただくという形のプレプリントですが、それについて、大勢において変化のない項目についてはプレプリントを拡大してはどうかといったような提案がなされている。この2点です。

審査状況といたしましては、まず、アの方ですけれども、論点を2つ確認する必要があるということで説明をお願いしているところです。

一つは、現状において民間委託の業務内容を再説明してくださいということについてです。そしてもう一つが、民間委託後の回収状況について説明をお願いしております。

それから、プレプリントにつきましては、平成29年調査から経営組織、それから資本金額または出資金額という部分につきましてもプレプリントを行うと聞いております。

これにつきまして論点は一つで、今回プレプリントとして追加する項目だけではなく、前回諮問時の議論におきましては、調査事項全体を網羅的に検査しようとしておりました。その上で、これはプレプリントできる、できないというのを判断してはどうかということで提案がなされておりますので、今回、プレプリントを行うとされたものについては、どのような根拠に基づいて判断をされましたかというのが質問です。

以上、まとめてお話をいたしました。

○川崎部会長 それでは、経済産業省から御説明をお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、まず（論点）の<ア関係>です。現状において民間委託されている業務内容について、再説明願いたいについてです。製造事業所を複数有する企業傘下の事業所について、調査票の印刷、梱包発送を個別に外注し、回収、督促、個票審査、疑義照会及び調査全般のコールセンターを一括して民間委託しております。

続いて、調査方法の変更の前後において、回収状況はどのようになっているかについてです。回収率は、変更前（平成24年）が94.9%、変更後（平成25年）が95.2%となっており、民間委託前と同様の水準を維持しています。

続きまして、（論点）の<イ>です。前回諮問時に指摘された工業用地を含め、プレプリントの余地があると思われる3つの事項について確認したところ、「経営組織」と「資本金額又は出資金額」については、経年的な変化がほとんどなく、さらにプレプリントが全ての調査対象に及ぶことから新たに追加したいと考えています。

資料の下の方に、検討の対象にいたしました各項目についての前年と同じ数字を入れて

きた事業所の割合を示しています。経営組織は99.9%、資本金額又は出資金額は97.7%、あとは、前回指摘された工業用地につきましては敷地面積が87.8%ということです。今、敷地面積は、導入してもこの程度ということですので、今回は経営組織と資本金額又は出資金額の2つで考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、まずは、民間委託の論点からと思いますが、委員の方、いかがでしょうか。

○河井委員 こういった議論をする時には、たいいてい回収状況は前と変わらないという御回答をいただくのですが、私としては、報告者側の反応に興味があります。普通だと、民間だったら答えないよとか強気に出る人がいなくもないような気がするのですが、委託業者だと嫌だとか、そういう反応は特にはないのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長補佐 民間委託業者へは粘り強く督促なり疑義照会をして欲しいということで指導しておりまして、それに沿って何度も何度も電話をして何度も聞いていただいております。聞き方についても国から指導しまして、そのとおりに行って回収を上げていただいているということです。

○河井委員 私が興味あることは聞かれる側の反応ですね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長補佐 工業統計調査につきましては、毎年調査を行っているということで、調査客体の方も認識されていて比較的答えていただけますけれども、中にはなかなか微妙な企業もあります。その場合は国で引き取りまして、国から問い合わせをするというケースもあります。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 では、私から今の関連で質問いたします。

私は、民間委託すること自体、スムーズに行く限りにおいては問題ないだろうと思うので、これについて特に大きな問題だとは思っていないのですが、念のため少し確認させていただきたいのです。

多分、河井委員の問題意識も同様ではないかと思うのですが、民間委託をする場合に、調査を受ける側が調査を受託した会社にその情報を握られたら困るという意識が発生したときが非常に厄介になるわけです。つまり、利害相反があったりするようなときです。そういった点も踏まえて、工業統計調査の受託企業は大体どういう系統の会社なのか。多分、同業種ではないのだろうと思うのだけれども、そういうことが非常に大事だと思います。

もう一つは、そこで得た情報をその受託した会社がその事業に使える、例えば情報サービスの会社だったりすると、会社の中できちんとファイアウォールを設けていると言っても、非常に疑義が出やすいと思うのですが、そういうことはないようにされているのでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長補佐 工業統計調査の場合は、

たまたま24年から3年間同じ企業でしたけれども、大規模統計調査に対応できる実績のある会社でした。もちろん、オペレーターも全て守秘義務がありますので、しっかり研修をした上で対応していただいているというところで、データにつきましても納品のときに全て返していただくということにしております。

○川崎部会長 分かりました。ありがとうございました。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 1点補足させていただきますと、従前は、河井先生のおっしゃるように、民間事業者で大丈夫かというような不安感を持つ客体がいたことも確かなのですが、統計法の改正によりまして、幅広く受託業務に従事する者についても法律上の守秘義務が課せられることになりました。その辺りのことが、法改正から年々周知も進んでまいりまして、だんだん緩和されているという状況かなと感じております。先ほど部会長がおっしゃったように、同業みたいなケースがあれば、それは問題かもしれませんが、そうでない限り、その辺りの不安感は徐々に払拭されつつある状況かと思えます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきましては、こういった対応で部会としては適当ということで委員会に報告することとしたいと思えます。

それでは、もう一件のプレプリントの方ですが、こちらの方はいかがでしょうか。先ほどは西郷委員からも少し御質問がありましたが、そのことも含めましていかがでしょうか。

○西郷委員 御検討いただいたということで私は納得いたしました。

○川崎部会長 そうすると、敷地面積の方は少し変化が大きいから外しましたということなのですね。

河井委員、いかがでしょうか。

○河井委員 では、1つだけ。

確かにこういう3項目は適当だと思うのですが、ほかの項目をもしプレプリントしてしまうと、そちらに引きずられてしまうとかという問題があるとお考えでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長補佐 プレプリントにつきましては、やはり調査員が持ち歩いたりするものでもありますので、セキュリティ上の問題もあります。本当にプレプリントということであれば、調査をどこまでするかということもありますし、各方面を考えまして、この範囲が適当と考えたところです。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 回答の利便性と安全と正確性の確保、3つぐらいのことをバランスをとりながらの判断ということかと思えます。そういう意味では、これで両委員とも御了解ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 それでは「今後の課題」への対応としては、部会の判断としては適当ということで委員会に報告させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次の項目に進ませていただきます。

もう一つ、「その他」としまして「オンライン調査の推進」という課題があります。これにつきましては、全省庁の横断的な課題でもありますので審議をお願いしたいと思えます。

事務局から説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、審査メモの最後、8ページを御覧ください。オンライン調査の推進についてです。

審査の状況を申し上げますと、本調査におけるオンラインの利用状況は、今のところ1%未満という、数字で言えば大きくはないという状況です。ただ、この調査に関しては、毎年行われるということ、それから、裾切りという条件はありますが、全数調査でもありますので、同じ客体に対して毎年調査をするという反復継続的な状況があります。よって、オンラインの利用実績を上げる余地はあるのではないかと考えているところです。

そこで(論点)としては2つお示ししているところです。

1つ目としては、近年における回収状況の推移です。回収率とオンラインの利用率も含めて、回収状況はどのようになっているか。2つ目としては、オンライン調査の推進のためにどのような取組を行ってきたかまた、今後、どのような対策を検討しているか。この2点について説明をお願いしているところです。

以上です。

○川崎部会長 では、経済産業省からお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、資料3の27ページで説明させていただきます。まず、オンライン利用の回答率ですが、平成24年がオンライン利用率0.6%、平成25年も0.6%、平成26年が1.2%となっています。

平成24年及び平成25年調査では、本社一括対象のうちオンライン調査を希望する企業をオンライン対象としておりました。希望する企業としては「回答可能事業所数3,073事業所」とこれだけあって、実際に回答いただいているのが1,288事業所でした。なお、このオンライン利用率は、全ての調査対象事業所を分母にした数字ですので、その辺は混同なきようよろしくお願いいたします。続きまして、平成26年調査では国担当調査の全事業所をオンライン対象とする対象範囲の拡充を行いましたということについてです。こちらの方、平成26年は1.2%とありますが、こちらの方は回答可能事業所数は国担当全てになりますので、5万1577事業所とあります。ただし、利用率の1.2%の分母は全ての事業所数20万程度となっています。そういった形で拡充をして、26年はオンライン利用率が少し上がったということです。

このような取組によって、オンライン調査で回収した調査票の件数は徐々に拡大してきたところです。

またの平成29年の調査から、調査員調査の全事業所もオンライン対象として拡充する予定と考えています。今後は、この実施状況を検証するなどして、また、オンライン調査シ

システムの機能改善に対しても意見出しをお願いして、より一層のオンライン利用向上に資するようにしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、委員から何か御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

○河井委員 私、少し分からなかったところがあります。

いただいた回答に「回答可能事業所数」というのがあるわけですが、これはどういうものが回答可能事業数なのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 平成24年と平成25年につきましては、オンライン調査、要するに、我々から、オンラインを希望しますかというふうに聞いて、希望しますと回答してきたところの合計数。

○河井委員 ということは、オンライン回答を希望したにも関わらず、実際回答した企業は1,288社しかなかったということですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 希望があってIDとパスワードは配ったのですけれども、実際に提出いただいたときにはその数になっていたということです。

○河井委員 手は挙げたけれども、やらなかったというところも結構あるわけですね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 ええ。だから、強く希望したというよりも、IDとパスワードをくださいといったところだというように考えております。

○河井委員 なるほど。軽い気持ちで手を挙げたわけですね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 はい。

○河井委員 なるほど。

平成26年の場合は、全事業所というか、オンライン回答を希望しない人にも全部送ったわけですが、そのオンライン回答を希望しない人たちはどういうことをお考えで希望していないのかという調査はされているのでしょうか。それをきっかけにして拡大させる方向性というのが見つかってくるとも思うのです。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 現時点で特にヒアリング等はまだ行っておりません。ただし、例えば、今、オンライン調査が進んでいる国勢調査などと比べてみますと、国勢調査は、ほとんどの家の場合、その場で数十分かで答えられるものであるのに対して、工業統計調査の場合は数日とか、あと、事業所とかいろいろなところで調べなければ分からないとか、ある程度時間がかかるものです。オンラインのシステムの組み方にもよるのかもしれませんが、紙で書いた方が便利と思われるところもまだ多いのではないかと考えているところではあります。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 事務局から補足というのものでもないのですが、もしかしたら、河井先生の御質問は、そもそも、変な話、言えばID・パスワード

をもらえるのに、今までなぜオンラインを希望してこなかったのかという御質問であったとします。私の経験からの立場での話になってしまっていて恐縮ですが、いわゆる報告者側はやりとりを基本的に求めなくて、この希望を求めますかというやりとり自体、報告者はやりたくないという話を聞いたことがあります。平成24年、平成25年までは、政府のオンライン調査システムにおきましても、全ての調査の報告者の数のID・パスワードを保有することがなかなか難しかったということもあり、基本的に政府側のシステムの限界もあって、希望する側だけID・パスワードを振っていたということがあったのではないかと記憶しております。

一方で、平成26年からは、システム的な面も解消され、全ての報告者にID・パスワードを配ることができるようになったのではないかと。まさにオンラインを希望するかどうかではなくて、オンライン調査をするかしないかというところまでは平成26年で上がってきているというふうに御理解いただければと思いますので、念のため補足です。

○川崎部会長 私から勝手に補足なり、私なりの感想も申し上げますと、実は、このオンライン調査票というのを拝見して、非常によくできていると私は思いました。PDFで欄を埋めていくような格好ですね。企業系統の調査は、多分、社内での稟議とかそういうことも必要だろうから、こういう形式は良いことだと私は思うのです。恐らく、先ほどもお話があった1つの部署だけで書けないとかいうような場合でも、この形式だったら割と対応しやすいのではないかとと思うので、まず、お膳立てはよくできていると私は見直しました。

参考までに言いますと、某省の某調査の電子調査票を見せていただいたことがあるのですが、エクセルで作られていて、これは社内で稟議とか何かしようと思っても使いにくいというものがあつたりするのです。それだと確かにオンライン化が進まないのですが、これだと、スタートのプラットフォームは非常に良いはずだと私は見ました。

あとは、アピールの仕方がもう一個大事で、例えば、今のシステムですと、保存しておく、前回と変更がないものはもう一回使えますね。そうしていくと、固定記入になってしまうとまずいのですが、こういった便利さとかメリットをもう少しうまく回答者側に伝えていって、例えばプリントすれば、社内でそのまま書類で使えますよとか、そういうこともメリットかもしれない。回答しなかった側がどうして回答しなかったのかを調べるという先ほどの河井委員の御意見は非常に大事だと思うのですが、それと同時に、回答した側のメリットみたいな部分も、回答者からは聞けないかもしれないのですが、そこを想像してうまくアピールされることも大事なかなと思ったので、そこら辺は是非今後の対応で検討していただけたらなと思いました。

ということで、これについては引き続き拡大の方向で実施していただいているということ自体は良いことなのだろうと思うのですが、これがどれだけ本当に浸透して徹底するかというのを見ていく必要があるかと思えます。この部会での結論としてはこういう方向で、今の対応の方向は適当ということでありましてけれども、さらに改善の余地は今後まだまだあると思いますので、引き続きの課題として、部会として、また委員会としても注視して

いくということで、課題として残しておくことにさせていただけたらと思います。
では、そのようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これで、これまで審議していなかった事項についての審議は一応全てカバーしたことになります。

この後は、前回の部会までの審議の結果での整理に対して調査実施者からの追加の説明をお願いしたいと思います。前回からの積み残しと申しますか、引き続きの審議の事項として、労働者区分の変更、臨時雇用者の男女別、品目別製造品在庫額といったものがあります。この3つがありますので、これを順番に調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。

まず「労働者区分の変更」についてお願いいたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 まず「労働者区分の変更」についてです。

平成29年調査の実施までに、今回申請された事項以外の労働者区分についても検討し、可能な限り、経済センサス・活動調査との整合性確保や統計間の比較可能性向上を図ることが望ましいと考えているということについてです。調査実施者としては、平成29年調査の実施までに、今回申請した事項以外の労働者区分についても検討し、可能な限り、経済センサス・活動調査との整合性確保や統計間の比較可能性向上を図ることに努めさせていただきます。

続けて、「臨時雇用者の男女別内訳の削除」についてです。臨時雇用者の男女別内訳の項目について、閣議決定との整合性を踏まえた場合、その例外とすべきほどの著しい報告者負担があると認められず、本項目の見直しに合理的な理由を見出すことは極めて困難と考えているという点です。

調査実施者としては、可能な限りの報告者負担軽減に資するために今回の変更申請をさせていただきましたが、各種閣議決定の例外とできるほどの著しい報告者負担があるとは認められず、本項目の見直しに合理的な理由を見出すことは極めて困難との判断に基づき、引き続き臨時雇用者についても男女別に把握することといたします。

続きまして「品目別製造品在庫額の削除」についてです。品目別製造品在庫額を削除することについて、合理的な理由を見出すことは極めて困難と考えているということについてです。

調査実施者としては、可能な限りの報告者負担軽減に資するために今回の変更申請をさせていただきましたが、明確なニーズを踏まえると、本調査項目を削除するだけの合理的な理由を見出すことは極めて困難との判断に基づき、引き続き品目別製造品在庫額について把握することといたします。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして委員の方々から何か御意見ありましたら、お願いしたいと思えます。

3つの項目とも、これまでの部会での議論や方向性を尊重して対応していただいた、そういう方向での御回答と受けとめました。その意味では、部会としては了解できるものなのかなと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 それでは、3点をまとめた結論になりましたが、労働者区分の変更につきましては、経済センサスとの整合性の確保あるいは統計間の比較可能性の向上という観点から、「今後の課題」というところで答申の中に記載をしていって、引き続き検討していただいて結論を出していただくことにしたいと思えます。

2つ目の臨時雇用者につきましては、削除せずに引き続き調査を行うということです、これは引き続き把握をしていただくというふうに答申に記載することとしたいと思えます。

それから、製造品在庫額につきましても、これも削除せず、引き続き把握していただくということです、そういう方向で答申に記載することにしたいと思えます。

以上、3点まとめて方向性を申し上げましたが、両委員、そのような方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川崎部会長 ありがとうございます。

経済産業省におかれても、回答者の負担軽減という観点、いろいろな意味での事務の合理化という観点、そして統計調査の利用ニーズという観点といったものをバランスしての対応でなかなか難しい判断でもあったかと思えますが、こういうことで対応いただきありがとうございます。

では、そういう方向で統計委員会にも報告をさせていただくこととしたいと思えます。

以上で、本日の審議の項目は大体全てカバーしましたが、1点だけ、先ほどのオンライン調査の関係に戻らせていただきたいのです。

事務局から示唆を頂いたポイントで私も大事だなと思ったポイントが1つあるのです。オンライン調査を行う場合は当然のことですが、これからは本社一括調査だけではなくて、調査員調査の部分の関係がかなり出てくるわけで、実査の事務を担当される地方公共団体との関係も深いかと思えます。そういう意味でも、地方公共団体の御意見も聞いていたり、それに対していろいろ情報提供したり、あるいは調査の実務面をサポートしていくことが必要なのだろうと思えます。もしこの段階で御参加いただいている都・県の方々からも御意見があれば、お聞きしてみたいと思えますが、いかがでしょうか。

○溝口東京都総務局統計部産業統計課長 東京都です。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

今回の審議状況を聞きまして、地方としても以前からいろいろ要望しておったところにつきましてもある程度取り入れていただいているところがありまして、現場としては助かるところもあります。

ただ、調査の現場の方は、例えばプレプリントですとか調査項目等についても精査していただいて、記入者あるいは調査員がもう少しスムーズに調査できるようなことにつきましてもさらに検討していただければと考えています。

どうもありがとうございます。

○川崎部会長 愛知県、いかがでしょうか。

○東松愛知県県民生活部統計課主幹（経済・産業統計） オンライン調査の導入につきましては、業務の簡素化という意味で県としましても非常に助かりますので、是非進めていただきたいと思えます。

ただ、現場の声を聞きますと、中小企業などは、パソコンを業務上に取り入れるということが意外に少ないということ、また、セキュリティ上の問題で、パソコンを利用した回答よりもむしろ紙による回答を好む中小企業も多いと聞いておりますので、そういったところでうまくPRしていただきたいと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

全て期待どおりばかりとはいかない、調査対象の相手あつての話ですので、そこら辺はどこまで進むかということはこれまた進めてみなければいけないところではありますが、恐らく効果はあると思えますので、是非、取組を前向きにお願いしたいと思えます。

また、今、東京都からもお話がありましたけれども、調査事項をもっと簡素化するとか、あるいは調査のニーズ等のバランスをどうするかという問題があります。いろいろな考えもありますけれども、結果の利用価値が高いということも重要なことですので、一定の程度までは今回削減の方向ということで了解していただきましたが、一部分についてはそういうことで戻させていただくという方向で答申を出すことにさせていただくことになりました。その辺り、また実査の現場では御苦勞もあるかとは思いますが、是非趣旨を御理解いただいて、現場の皆さんにも的確に対応していただけるように御配慮いただけたらと思っております。

これで全項目の審議が一通り終わりました。少し振り返ってまいりますと、まずは、平均の常用雇用者の数の削除については了解、酒税等の削除についても部会としては了解、工業用地・工業用水の関係の事項の簡素化、一部削除についても了解ということです。それから、集計事項の再編につきましても了解ですが、是非利用者側への配慮をお願いしたいということがありました。それから、民間活用、プレプリントの拡大についても進捗しているということで、この対応で結構だということですが、民間活用についてはくれぐれも調査対象者側からの不安が起こらないような事業者の管理をきちんとお願いしたいということがありました。オンライン調査の推進については、今の実査の現場あるいは調査対象者を配慮しながら是非拡大を進めていただきたいということで、これについても引き続

きの課題として残させていただきたいということです。

そのほか、前回の答申時の課題の整理といったこともあります。それらを含めまして、最終的な答申案に盛り込んで次回の部会で審議することとさせていただきたいと思います。

それでは、審議項目は全てカバーしたということで、本日の審議はこれで一応終了させていただきますが、意見が残っていたということにお気づきになったり、細部でお気づきの点が出たりするかもしれませんので、御意見がある場合には、今週の金曜日、18日の午前中までに事務局に電子メールで御連絡いただけたらと思います。年末も大分押し詰まってきていろいろお忙しい中ですが、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次回の日程等につきまして事務局から御連絡をお願いいたします。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 次回の部会は、年明け、1月12日火曜日10時から、本日と同じ、ここ総務省第2庁舎6階特別会議室におきまして開催することを予定しております。

先ほど部会長からもお願いがありましたお気づきの点や、次回の部会において必要な資料等が何かありましたら、今週末、18日金曜日の午前中までにメール等適宜の方法により事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、重ねての依頼で恐縮ですが、席上配布資料につきましては会議終了後回収をさせていただきますので、お席にそのまま置いておいていただくようよろしくお願いいたします。

最後に、部会の議事概要につきましては、年末も近くなってきましたはありますが、事務局ですぐに作成次第、メールにて御照会させていただければと思いますので、御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の部会審議は終了です。

長い時間、皆様、御協力いただきましてありがとうございました。経済産業省、事務局、あるいはオブザーバーの皆様、ありがとうございました。